

株 主 各 位

福岡市博多区上牟田一丁目19番21号

株式会社プレナス

代表取締役 塩 井 辰 男

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2023年2月28日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）4,264,300株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

第1号議案の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

(ご参考) 株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本日開催の当社臨時株主総会において、2023年2月28日をもって当社株式4,264,300株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2023年2月24日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,640円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 主なスケジュール

2023年2月22日（水）	（予定）	当社株式の最終売買日
2023年2月24日（金）	（予定）	当社株式の上場廃止日
2023年2月28日（火）	（予定）	本株式併合の効力発生日
2023年6月上旬頃	（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付

以 上